

## 第5章 目標と取組み

# 1 京都議定書目標達成計画

国は、京都議定書の6%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「京都議定書目標達成計画」を平成17（2005）年4月に策定し、地球温暖化対策に取り組んできましたが、平成20年（2008）年3月には全部改定を行い住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、工場・事業場の省エネルギー対策の徹底、自動車の燃費の改善及び新エネルギー対策の推進等が主な対策として追加されました。

京都議定書目標達成計画の平成2（1990）年の基準年比6%削減の内訳は、

- ・温室効果ガス排出量の排出抑制対策・施策の推進で1.8～0.8%

その残り5.2～4.2%を

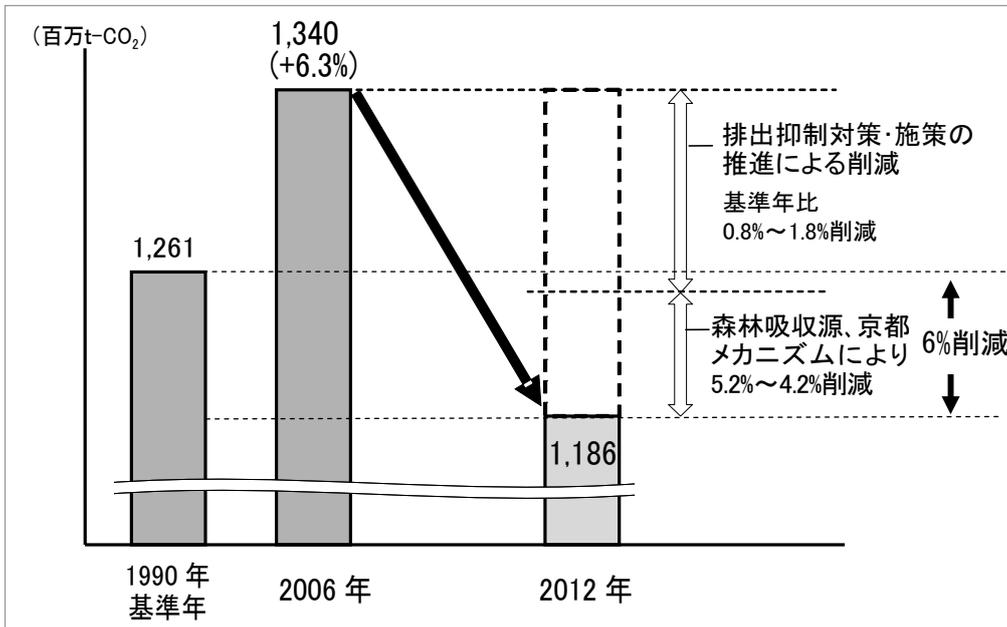
- ・森林整備等により3.8%程度
- ・京都メカニズム（排出量取引等によるもの）により1.6%程度

の削減で達成するというものです。（京都議定書目標達成計画の概要図参照）

地域推進計画では、この排出抑制対策・施策の推進を図ることを主たる目的とします。森林吸収については、その吸収量の数値化は市レベルでは難しいこと、また、京都メカニズムは国際的な取組みですのでこの地域推進計画では対象としていません。しかし、緑の確保は地球温暖化対策だけでなく、ヒートアイランド対策にも有効ですので、市街地における緑地の拡大や里地・里山の保全等含めた緑化にも積極的に取り組むこととします。

なお、京都議定書については第一約束期間以降の削減目標の設定についてCOP14でも協議されていますが、まだ決定には至っていません。海外に目を向けますと、京都議定書に批准していないアメリカが雇用対策も兼ねて風力・太陽光発電等の普及を図るなどとする「グリーンニューディール政策」という「環境産業」の育成に力を入れ始めているなど、地球温暖化対策も地球全体で様々な動きがありますので、今後の変化についても常に注視していくことは必要であると考えています。

<参考> 京都議定書目標達成計画の概要



目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減対策・施策（主なものを抜粋）

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器<sup>\*</sup>等の対策
- ・工場・事業場の省エネルギー対策の徹底
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・新エネルギー対策の推進
- ・都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策

2. 横断的施策

- ・国民運動の展開
- ・排出量の算定・報告・公表制度

温室効果ガス吸収源対策・施策

- ・間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

京都メカニズム

- ・クリーン開発メカニズム  
先進国が途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度
- ・共同実施  
先進国が他の先進国の温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度
- ・排出量取引  
先進国同士が削減目標達成のため排出量を売買する制度

(出典：京都メカニズム情報プラットフォーム <http://www.kyomecha.org/index.html>)

トップランナー機器

電気製品の省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準など、省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、各々の機器で、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定した機器。

## 2 削減目標

熊谷市地球温暖化対策地域推進計画では、短期、中期、長期視点で市域からの温室効果ガスの排出量の削減目標を定め、その実現に向けた取組みを進めていきます。

短期目標では、京都議定書の第一約束期間における日本の6%削減目標達成に向けて本市における温室効果ガスの削減量の目標と、より具体的な行動目標を掲げて削減行動を推進します。

中・長期的には、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」の「平成 32 (2020) 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成 17 (2005) 年比 25%削減」目標や、「低炭素社会づくり行動計画」における「わが国の温室効果ガス排出量を平成 62 (2050) 年までに現状から 60~80%削減する」という目標を踏まえた中期・長期目標を定め、市民・事業者のライフスタイルやビジネススタイルの転換、社会構造や都市基盤の変革などを見据えた取組みを推進することとします。

熊谷市は

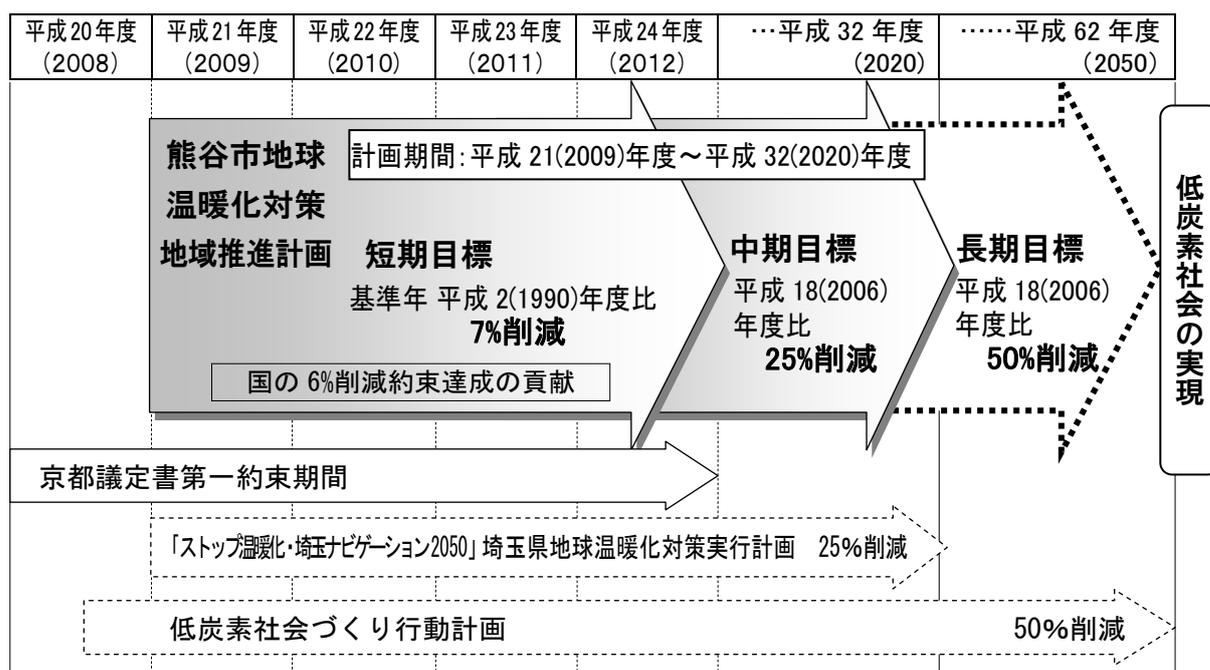
**短期目標** 平成 24 (2012) 年度に基準年度比で 7%削減

**中期目標** 平成 32 (2020) 年度に平成 18 (2006) 年度比 25%削減

**長期目標** 平成 62 (2050) 年度に平成 18 (2006) 年度比 50%削減

を目指します。

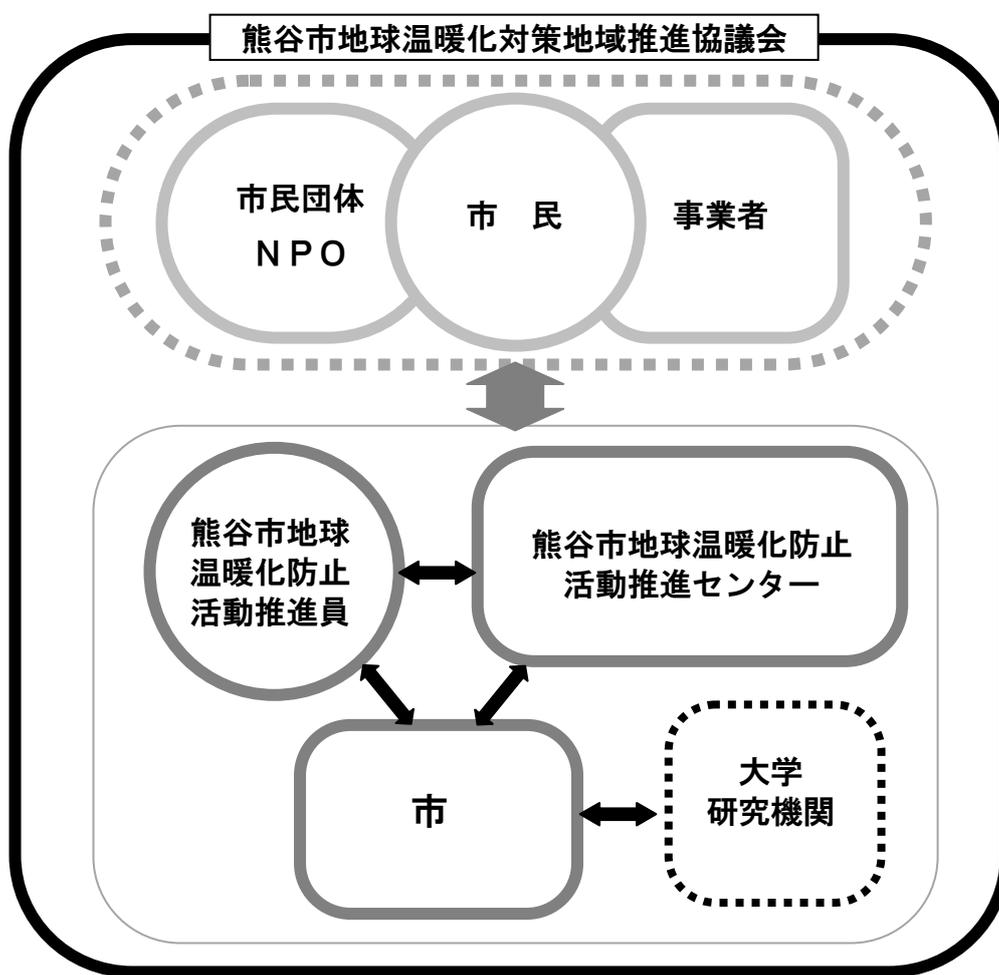
■地域推進計画の目標年度



### 3 各主体の役割

本計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を推進し、低炭素社会を実現するために、市全体の地球温暖化対策の包括的な検討・協議等を行う熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員との連携・協働のもと、市民（市民団体）・事業者・市は、自らの責任において主体的に削減行動を実践します。

■各主体の役割（イメージ）



### **(1) 市民（市民団体）**

市民は、日常生活における資源やエネルギーの消費が地球温暖化の原因となっていることへの理解を深め、省資源・省エネルギーのライフスタイルを構築し、温室効果ガスの排出削減に努めます。

また、個人から地域、団体と実践の幅を広げていくことも大事です。そうした取組みに当っては、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等との交流・情報交換等をとおして連携・協働の輪を広げることが可能です。

### **(2) 事業者**

事業者は、製造、流通、廃棄等、事業活動のあらゆる場面で温室効果ガスの排出と密接な関係を持っていますので、温室効果ガスの排出削減に取り組むことは温暖化防止には大変重要なことです。こうしたことから、生産や流通の事業活動の場面で温室効果ガスの削減に向けた取組みを進めると共に地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、市、更には地域住民や各種市民団体との連携・協働のもと低炭素社会の実現に向けた取組みを推進します。

### **(3) 市**

市には市域の地球温暖化防止のための施策を総合的・計画的に推進していく役割と責任があります。特に、熊谷市地球温暖化対策推進協議会や熊谷市地球温暖化防止活動推進センター、温暖化防止活動推進員との連携のもと、各種団体、組織、あるいは市民・事業者との連携・協働を図り、地球温暖化防止のための各種施策の実施及び普及・啓発に努めると共に、市の各部門との調整をとおして推進計画の達成に努めます。

また、市の事務事業を対象とする「熊谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、職員一人ひとりが省エネルギー・省資源の意識を持って行動し、温室効果ガスの排出削減目標の達成に努めます。

## 4 推進体制

本計画の推進と、目標達成のためには、市民（市民団体）・事業者等、各主体が高い認識をもって温室効果ガス削減の活動をするための、指導や支援、あるいは温暖化防止活動を広く普及・啓発する仕組みづくりが必要です。市民（市民団体）・事業者等、広く各層からの参加により組織された熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会を始めとした組織体制を整えます。

### (1) 熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、「地球温暖化対策地域協議会」と位置付けられていますが、本市においては本推進計画の策定を契機に設置することや、地球温暖化防止に強い意志を持って取組むという思いを込めて「推進」の言葉を入れてあります。熊谷市温暖化防止活動推進センター、市民、事業者、各種団体等、地球温暖化防止に高い認識を持って取組んでいる人や組織で構成し、本計画の推進や、日常生活や地域での温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な措置等を協議するための組織です。

### (2) 熊谷市地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策に関する普及・啓発や市域の温暖化防止を推進するための地域における中核的な組織として位置づけ、次のような事業を行ないます。

- ・地球温暖化の現状及び対策の重要性について啓発及び広報活動
- ・地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を支援
- ・日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言の実施
- ・照会及び相談の実例に即して日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態についての調査を行い、当該調査に係る情報及び資料の分析
- ・地球温暖化対策の推進を図るための市民の活動を促進するため、日常生活に関する温室効果ガスの排出実態についての調査の分析結果を定期的に又は時宜に応じて提供

### (3) 熊谷市地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を熊谷市地球温暖化防止活動推進員として委嘱し、地域推進計画をはじめとする温暖化防止活動を市と協力して進めていきます。

- ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について市民の理解を深めること
- ・市民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置についての調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言
- ・地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う市民に対し、当該活動に関する情報の

提供その他の協力

- ・温室効果ガスの排出の抑制等のために国や県、市が行う施策に必要な協力をする

#### **(4) 地球温暖化防止に係る情報の収集及び提供**

地球温暖化防止の取組みを効果的に進めていくためには、市民（市民団体）・事業者・市などが正確で最新の情報を共有していることが重要です。

そのため、本市においても、ホームページ等を活用し、地球温暖化防止に向けた国内外の動向や取組み等に関する情報を早く、正しく提供できる情報基盤の整備を図ります。

## 5 短期目標の実現に向けた取組み

「京都議定書目標達成計画」において、市は、市民（市民団体）や事業者にも最も身近なセクターとして、熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会や熊谷市地球温暖化防止推進センター等と連携・協働して、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や県、地域等とも連携して進めることが期待されています。

本市の平成18（2006）年度の温室効果ガスの総排出量は、基準年度比1.6%増加しています。

### ■基準年度及び現況年度における温室効果ガスの排出量

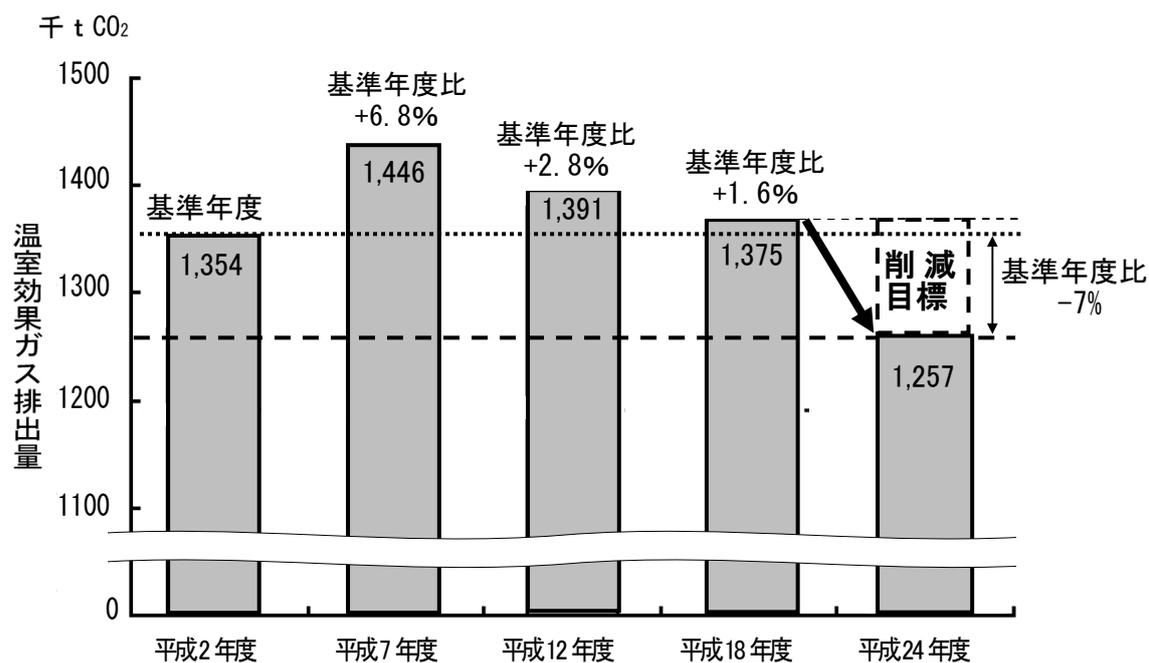
単位：千t-CO<sub>2</sub>

ガスの種類	年度	基準年度 平成2年度	現況年度 平成18年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		1,292.02	1,320.65
メタン (CH <sub>4</sub> )		22.02	14.07
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		37.88	37.59
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		1.90	2.59
総排出量		1,353.82	1,374.90
基準年度比		—	1.6%
人口1人当たり (t-CO <sub>2</sub> )		6.8	6.7
人口 (人)		199,209	203,833

※1 人口は住民基本台帳人口 各年度3月末

短期目標では、平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量を、平成 18（2006）年度の排出量より基準年度総排出量比 6%（10 万 2 千トン-CO<sub>2</sub> 以上）削減を図ることが目標ですが、本市では、市独自の取組みを進め、その目標を上回る 7%削減の達成を目指します。

■本市における温室効果ガスの総排出量目標



## 短期目標の達成に向けて

温室効果ガス排出削減に向けた取組み	見込まれる削減量	掲載ページ
1 くまがやエコライフパーフェクト DAY の実施 ・全世帯で、月1回 チェックシートの全項目を実施	2,000t-CO <sub>2</sub>	65
2 くまがやワンルームワンライト DAY の実施 ・月1回家族全員が一つの部屋に集まる	200t-CO <sub>2</sub>	65
3 エコライフ DAY の取組みの実施 ①2人以上の世帯のうち5割以上の世帯で取組みを実施 ②エコライフデーの取組みを1人世帯のうち約5割以上で実施	24,800t-CO <sub>2</sub> 1,300t-CO <sub>2</sub>	65
4 一般廃棄物（可燃ごみ）の削減 ・1人1日当たりのごみ排出量を現状値1,022gを850gに減量 ・公共下水道の整備・普及による減量	4,300t-CO <sub>2</sub>	74
5 家庭での省エネタイプ電球型蛍光灯への交換 ・市民アンケートによる「交換することができる」「どちらかといえば交換できる」の全世帯で、60wの白熱灯→12wの電球型蛍光灯へ4個交換	8,600t-CO <sub>2</sub>	76
6 高効率給湯機の導入 ・市民アンケートで導入できるとの世帯（15%）が平成24（2012）年度までに導入 ①ヒートポンプ給湯機を7.5%の世帯で導入 ②潜熱回収型ガス給湯器を7.5%の世帯で導入	3,800t-CO <sub>2</sub> 1,000t-CO <sub>2</sub>	91
7 太陽光発電システムの導入（住宅用、市有施設） ・平成19（2007）年度～平成24（2012）年度までに累積1,720基導入（1基当たり4kw） ・平成24（2012）年度までに、市有施設への累積で6基導入	2,500t-CO <sub>2</sub>	91
8 自家用車の低燃費車導入促進 ・市民アンケートで、低公害車やハイブリット車への選択が「できる」と回答した市民（34.6%）が新車購入時に選択	2,800t-CO <sub>2</sub>	90
9 産業部門での省エネへの取組 ・産業部門での削減努力として、1事業所当たり約6%削減を実施	32,800t-CO <sub>2</sub>	80
10 業務部門での省エネへの取組 ・業務部門での削減努力として、1事業所当たり約6%削減を実施	20,100t-CO <sub>2</sub>	80
11 ノーマイカー通勤の促進 ・市内通勤者のうち車で通勤する人のうち、事業者アンケートで実施していない事業所に通勤する従業員が週1度徒歩や自転車、公共交通機関で通勤	2,900t-CO <sub>2</sub>	90
12 自動車部品のリサイクルシステムの促進 ・使用済みの自動車の再資源化やリサイクル部品の利用に伴う削減	2,100t-CO <sub>2</sub>	69
13 産業廃棄物部門での取組み ・現状値（平成18（2006）年度）より6%削減を実施	7,700t-CO <sub>2</sub>	74
14 市の事務事業からの排出削減 ・熊谷市地球温暖化対策実行計画に基づく削減目標の達成	1,000t-CO <sub>2</sub>	89
<b>削減見込量の合計 （基準年度比7%）</b>	<b>117,900t-CO<sub>2</sub></b>	